

浦添市西部開発に関する懇話会設置要綱

平成29年7月24日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦添市土地開発公社と株式会社日本港湾コンサルタント（以下「(株) 日本港湾コンサルタントという。」との委託契約に基づき「浦添市西部開発に関する懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置するもので、その組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 浦添市の西部開発について、専門的及び総合的な幅広い視点から意見交換・議論を行い、西部開発に関する取組みの方向性や新たな計画策定に資することを目的とする。

(組織)

第3条 懇話会は、座長及び副座長、委員をもって組織する。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 副座長は、座長が指名するものとする。
- 4 懇話会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 5 委員は、(株) 日本港湾コンサルタントが委嘱することを基本とする。

(座長及び副座長)

第4条 座長は会議の進行を行い、会議が円滑に進められるよう努める。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の運営)

第5条 懇話会は座長が招集する。

- 2 懇話会は委員の過半数以上が出席できるよう努める。
- 3 座長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から業務委託の完了日までとする。

(情報公開)

第7条 懇話会は、公開を原則とするが、特定の団体又は個人に関する情報であって、公にすることにより、当該団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に触れるなど、会議を非公開にすべきであると懇話会が認めたときは、非公開とすることができるものとする。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、(株)日本港湾コンサルタントに置く。

2 事務局は、懇話会の招集に関する事務を行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表1 浦添市西部開発に関する懇話会の委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	當銘 健一郎 (とうめ けんいちろう)	行政経験者	有識者
2	座波 博史 (ざは ひろし)	建設業界（港湾関係）	有識者
3	山城 治 (やましる おさむ)	土木コンサルタント	有識者
4	下地 恵典 (しもじ けいてん)	市民代表	有識者
5	宮城 政司 (みやぎ まさし)	浦添市軍用地等地 主会	有識者
6	胡宮 なりえ (こみや なりえ)	女性団体	有識者
7	真喜屋 美樹 (まきや みき)	名桜大学	学識者
8	宮城 敦 (みやぎ あつし)	学校法人南星サイ・テク・カ レッジ美浜 環境土木学科 講師	学識者
9	堤 純一郎 (つつみ じゅんいちろう)	琉球大学工学部	学識者
10	上地 文勝 (うえち ふみかつ)	西海岸開発第一ステ ージ大型商業施設事 業者	有識者